

令和7年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者選定に係る募集要項について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者選定に係る募集要項について</p> <p>(3) その他</p>
日時	令和7年7月3日(木) 12時35分～15時15分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3
出席者氏名	<p>【委員】</p> <p>中村委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員、杉田臨時委員（老人福祉センターに係る選定のみ）、原田臨時委員（市民活動サポートセンターに係る選定のみ）</p> <p>【事務局】</p> <p>(行政改革推進課) 永倉課長、前田主幹、岡崎課長補佐、佐々田主査、川本主査、千葉主査</p> <p>(高齢福祉課) 松尾課長、須藤課長補佐、高梨副主査、花上主事、渡部主事</p> <p>(市民自治推進課) 廣瀬課長、小松課長補佐、重田副主幹</p>
会議資料	<p>・ 令和7年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第</p> <p>【老人福祉センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者募集要項 ・ 別紙1 茅ヶ崎市老人福祉センター平面図 ・ 別紙2 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者管理運営の基準 ・ 別紙3 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者 応募者説明会参加申込書 ・ 別紙4 質問書 ・ 別紙5 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者指定申請 提出書類様式集

	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙6 応募辞退届 ・別紙7 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者選定審査評価表 ・別紙8 茅ヶ崎市老人福祉センター 備品一覧 ・別紙9 茅ヶ崎市老人福祉センター条例 ・別紙10 茅ヶ崎市老人福祉センター条例施行規則 <p>【市民活動サポートセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市民活動サポートセンターに係る募集要項 ・別紙1 茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者管理運営の基準 ・別紙2 茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者 申請者説明会参加申込書 ・別紙3 質問書 ・別紙4 茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者指定申請提出書類様式集 ・別紙5 申請辞退届 ・別紙6 茅ヶ崎市民活動サポートセンター指定管理者選定審査評価表 ・参考資料1 茅ヶ崎市市民活動推進条例 ・参考資料2 茅ヶ崎市市民活動推進条例施行規則 ・参考資料3 茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例 ・参考資料4 茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例施行規則
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市老人福祉センター及び茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者選定に係る募集要項の審査であり、市の内部情報及び茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3項に該当するため

会議録

○前田主幹

それでは始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ令和7年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご参加いただきありがとうございます。

また、先ほど施設見学にお付き合いいただきましてありがとうございました。本委員会の議題 1 につきましては、事務局として行政改革推進課のほか、施設主管課でございます高齢福祉課 5 名が、出席しております。宜しくお願いいたします。

議題に入ります前に今回の議題である茅ヶ崎市老人福祉センターの選定にあたり、臨時委員を 1 名置くこととしております。

これより委嘱書を交付させていただきますので、自席にて委嘱状をお受け取りください。

〈委嘱〉

○前田主幹

それでは、杉田委員より一言ご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。

○杉田臨時委員

ただいま臨時委員を委嘱されました杉田と申します。

現在、茅ヶ崎市シルバー人材センターに務めております。また今回の選定施設等についても、いろいろとこれまで関わりが深かった施設になります。本日は、よろしくお願ひします。

○前田主幹

ありがとうございました。

続きまして、本日出席しております茅ヶ崎市老人福祉センターを所管いたします高齢福祉課の職員を紹介申し上げます。

高齢福祉課長よろしくお願ひいたします。

〈職員紹介〉

○前田主幹

ありがとうございました。今回の議題といたしましてはお手元の次第の項番 1、茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者選定に係る募集要項についてとなります。

それでは議題 1 で使用する資料の確認をさせていただきます。お手元の次第の裏面をご覧ください。

〈資料確認〉

過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本日の委員会の成立についてでございますが、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第 6 条第 2 項に従い、本委員会の委員 5 名のうち現在 5 名の出席ということで過半数を

超えているため、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議の進行は中村委員長にお願いいたします。

委員長宜しくお願いいたします。

○中村委員長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は茅ヶ崎市の老人福祉センターの指定管理の募集要項の内容の審査でございます。ここで審査した結果を踏まえて、募集を行って最終的には指定管理を選定するところまでが案件となっております。そこまでは我々の使命です。宜しくお願いします。

始める前に一言発言します。後で設置目的でも説明がありますが、超高齢社会において高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりをして、高齢者一人一人の日々充実した暮らしの実現を目指していくと。

その一環として、老人の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的に趣味の活動や社会参加の促し、高齢者が活躍できるような支援を行うため、センターを設置してありますので、我々としてはこの趣旨に沿うような指定管理を設定したいと考えております。

そういった意味ではその視点を重視していますので、従来と異なった感覚の発言が出るかもしれませんが、そこはちょっと意見交換をしていきたいというふうに考えています。

所管課としても、この5年に一遍をいい機会ととらえて、本来の老人福祉センターの使命とか使い方がどうだろうということを、ここで改めて見直す機会にさせていただけると幸いです。

単に施設の指定管理が更新したから指定し直すという手続きではなくて、もう一度改めてこの条例の定めている趣旨はどういうものであって、自分たちはこれをどういうふうにして仕事をしなければならないのかというのをもう1回見直していただきたい。

それをちょうど5年に一遍することが、皆さんそのものの知識とノウハウになります。

5年後にまた次の人たちがやるときに、その経験をぜひ引き継いでもらいたいと思っていますので、そういうような観点で、我々選定等委員会というのはちょっと厚かましいですけども、そのつもりでいます。よろしくお願いいたしますと思います。

では初めに、本議題の公開・非公開についてお諮りさせていただきます。

今回の議題は、茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者選定に係る募集要項の審査であり、市の内部情報に当たるため、非公開をさせていただきたいと考えています。よろしいでしょうか。

【異議なし】

では次第に沿いまして、当該施設所管課である高齢福祉課より説明をお願いいたします。

○松尾高齢福祉課長

それでは、高齢福祉課の松尾より茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者選定に係る募集要項について説明させていただきます。

この度選定を行う茅ヶ崎市老人福祉センターは、市内 60 歳以上の高齢者が無料で部屋を借りることができる貸館施設であり、カラオケやマージャンなどのレクリエーション活動や会議などに利用されております。

指定管理者制度を平成 18 年度から導入しており、指定管理者は部屋の貸し出し業務や企画事業等を行う他、施設の維持管理に関する業務を行っております。

それでは、茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者募集要項をご覧ください。

2 ページの項番 1、趣旨及び項番 2、設置目的でございます。老人福祉センターは茅ヶ崎市老人福祉センター条例に基づき、高齢者一人一人の日々充実した暮らしの実現を図るため、老人の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的に、趣味の活動や社会参加などを促し、高齢者が活躍できるような支援を行うための施設として設置しております。

続きまして、項番 3、施設の概要でございます。老人福祉センターは茅ヶ崎市新栄町 13 番 44 号、6 階建てであるさがみ農協茅ヶ崎ビルの 3 階に所在しており、昭和 58 年 1 月に開館いたしました。別紙 1 平面図の通り、施設内には大広間和室、会議室、トレーニングルーム管理室、給湯室があり、面積は 591.23 平方メートルでございます。

また、管理室は老人クラブ連合会事務室が併設されております。項番 4、休館日及び開館時間につきましては、条例に規定した通りでございます。

項番 5、指定管理者が行う業務につきまして、別紙 2 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者管理運営の基準をご覧ください。指定管理者が行う業務につきましては、こちらに詳細を示しております。最終ページの 11 ページをご覧ください。その他の 2 つ目の項目につきましては、来年度以降、農協ビルの耐震工事が予定されていることから、工事期間は、施設が休館になる可能性があることを含めて、こちらに記載しております。

それでは再度募集要項をご覧ください。

3 ページ、項番 6、指定を行う予定の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しております。項番 7、経費に関する事項につきましては、指定管理者は市が支払う指定管理料の他、利用者が支払う利用料金や、自ら企画実施する各事業の収入をもって施設を運営することとしています。

続きまして 4 ページの項番 8、指定管理者の募集に関する事項についてご説明いたします。

(1) 募集期間及び 5 ページ、(3) 募集要項の配布につきましては、令和 7 年 7 月 22 日火曜日から 9 月 12 日金曜日までを予定しております。資料につきましては、ホームページでの公開の他、高齢福祉課の窓口でも配布いたします。

5 ページ(5) 応募者説明会及び現地見学会につきましては、応募者は説明会には必ず参加し

ていただきますが、現地見学会は希望する団体のみ公募するものとします。

次に6ページ(5)質問の受け付けにつきましては、令和7年8月4日月曜日から8月19日火曜日までとし、回答は、説明会に参加したすべての団体に対して、8月28日木曜日までに電子メールにて回答する他、茅ヶ崎市のホームページ上でも公表いたします。

(6)応募書類の提出につきましては、提出期間は令和7年8月29日金曜日から9月12日金曜日までとなり、原則高齢福祉課の窓口への持参としております。

提出する書類につきましては、別紙5茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者指定申請提出書類様式集の通りでございます。

続きまして7ページ(8)提案を求める事項でございます。本要項の2設置目的に記載の通り、老人福祉センターが、老人の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的に、高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として設置されています。このことを踏まえ、次の事項について企画事業や工夫を提案していただきます。

1つ目、健康寿命を延伸することについてです。本市では2024年度末時点で65歳以上の高齢者の割合が人口の26%を超えており、超高齢社会に突入しています。超高齢社会において、高齢者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に繋がる提案をしていただきます。

続きまして、生きがいや社会参加の機会を持つことについて、高齢者が心身の健康を維持するためには、できるだけ多くの生きがいや社会参加の機会を持ち、日々充実した暮らしを送ることが重要です。老人福祉センターはJR茅ヶ崎駅に近く、市内全域の市民が集まりやすい場所に位置していることから地域を越えた生きがいや社会参加の機会の創出に繋がる提案をしていただきます。

続きまして、社会情勢の変化への対応についてです。多様な価値感が生まれ、デジタル技術の進展やハラスメント対策の機運の高まりなど、社会情勢の変化が激しい現代社会において、高齢者も社会の変化について正しい知識を身につけ、適切に対応し、よりよく暮らすことができることが重要です。そのことから、他団体と連携し互いの強みを生かした教養の向上に繋がる企画事業を提案していただきます。

最後の60代の利用を促進することについてです。定年後の生活を充実させるためには、定年前から徐々に趣味の活動や、社会参加などの機会を持ち始めることが重要です。定年の延長や再雇用制度の広がりにより、60代の方々はまだまだ仕事を続けているケースも多いことから、午後5時以降の夜間帯の活用など、60代の利用促進に繋がる提案をしていただきます。

以上の4つの事項について、提案をしていただきます。

続きまして9ページ項番9、指定管理者の候補者の選定及び指定に関する事項でございます。指定管理者の候補者の選定については、応募資格を満たしている団体から提出された提案を審査対象とし、応募書類等に基づく書類審査及び応募者への面接審査を原則非公開で行います。

別紙 7 茅ヶ崎市老人福祉センター指定管理者選定審査評価表をご覧ください。評価表に掲げる評価項目及び評価の視点を得点化した総合評価点の合計により選定を行います。最終評価点が満点の 6 割以上でかつ、最も高いものを指定管理者の候補者として選定し、2 番目に得点の高いものを候補者の次点者として選定いたします。

なお、書類審査及び面接審査について、最終評価点が同点の場合は、市が一番重要視する評価項目及び評価の視点である提案を求める事項について、点数が高かったものを候補者とするものといたします。

これらの審査により選定されたものにつきましては、令和 7 年 12 月の第 4 回市議会定例会におきまして議案として上程し、議決後に指定管理者として指定する予定でございます。

以上概略ではございますが、茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者選定に係る募集要項について説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○中村委員長

では、議題 1 についてご意見ある方はお願いします。

○小山委員

ご説明ありがとうございました。

1 点ご質問したいのですが、今の課長さんの説明で 60 歳以上の方の貸館事業が 1 つ。それから、その方たちの教養の向上ということでの企画事業の提案を求める。これは大変難しくなるのではないかなと思いつつ、先ほど委員長が冒頭に意見を申し上げたように、貸館事業が主になっているということであれば、あまり評価ができないのではというふうに個人的には感じます。

それで、この募集要項の 7 ページ。(8)のウ、社会情勢の変化への対応についてということで、教養の向上に繋がる企画事業を提案してくださいとのことですが、具体的に現在はどうなことを行っていて、或いはどういうことを期待しているのか、想定されているのかその辺を教えてください。

○須藤課長補佐

ご質問ありがとうございます。高齢福祉課の須藤からお答えさせていただきます。

現在の老人福祉センターにおける企画事業につきましては、令和 6 年度は茅ヶ崎丸ごと発見博物館という団体さんと一緒にやらせていただいた、元気に歩いて郷土の歴史を再発見しようということが 1 つ。それからもう 1 つは、初めての色鉛筆画教室ということで、色鉛筆を使った大人の塗り絵ですとか、そういったものが最近巷でもありますけれども、そういった絵画教室を企画事業としてやっております。それが現状でございます。

この選定におきまして、提案を求める事項で、こういった社会情勢の変化の対応について項目を

出させていただいた意図としては、ここにも若干書いてはありますけれども、やはりこの多様な価値観というのが、最近とても多く生み出されていたところと、社会の流れ、社会情勢の変化というところも非常に速い現代社会と理解をしております。

またそういった早い社会の流れに対応するための知識ですとか、そういったものを見つけていく必要が我々にとっては求められていると思っております。

特に我々ですら、そういった社会の流れに対応していくのも大変なところですが、より高齢者においては、なかなか取得できる情報の種類ですとか、或いはそれを現代風に自分の認識をアップデートしていくことは、人生経験が長い分なかなか難しいと理解しておりますので、ここに挙げさせていただいたようなデジタル技術の進展、キャッシュレスへの対応ですとか、あとは最近ハラスメント対策もかなり進んでいるところもございます。

そのようなことを知識として、まずは身につけていただいて、かつ社会の流れ、或いは現在のお米不足ですとかそういった事象に対しても適切に対応できることが、それぞれの人生を豊かに過ごしていく1つの要素であろうというふうに考えておりますので、そのような時事問題というか、社会のトピックスに対して正確に理解し、良い生活を過ごしていただけるような取り組みというものを指定管理者には求めていこうと考えている次第です。以上です。

○小山委員

ありがとうございました。

それに関連をして、もう1つだけお話ししたいのですが。この別紙7の審査評価表をご覧いただきたいのですが、私今までのご説明を受けてですね、企画事業の充実ということが大切だという空気を感じておりますので、実際それに対応して、種々ご検討されている事例があるというご説明いただき、そういう意味では、評価表の中の5番、施設の運営についての(5)は、施設の設置目的に合った効果的な企画ビジョンの考え方があるというこれが最も大切なのではないかなと感じました。最もかどろかは別として、それに対して7番の提案を求める事項には、4項目とも10点満点で、この企画事業の考え方になっているかという期待を込めるには、この辺本当に大事なポイントではないかなと思うのですが、評価点が抑えてあるのは何かお考えがあつてのことなのでしょうか。

○須藤課長補佐

確かに委員おっしゃる通り、こちらの5番のところについては、等しくすべて5点という形でさせていただきます。

そういった重み付けを持たせることを検討してきたところではあるのですが、一方で指定管理5年間という期間の中で、ある程度的を絞った施設運営とところが大事かなというところも考えておりました。そういったところで5番については、等しく5点というふうにさせていただいたところと、逆に我々が考えるこの5年間に向けた必要な事項というのを、7番提案を求める事項の4項目に込め

たというところの背景がございます。以上です。

○小山委員

ありがとうございました。

○山本副委員長

今のところはまさに重要ですけれども、評価表の7番で、具体的な提案を求める事項はほとんどが企画事業の中身になってきたと思うので、逆にこの7番と施設の運営についての企画事業が追従してしまう可能性もきつとあるのかなと思います。

どちらかという、その運営の(5)のところの効果的な企画事業の考え方となっているかという項目を持って来るよりも、現状、実施事業はそんなに数がないとされていて。あと広告がすごく少ないとされていて。要は外に向けて知らせようという発信を見られないのが、今の実態だと思うのです。

だから、いつも来ている利用者さんはわかるけれども、来てない人はわからないところがすごくあります。

今回の評価表の中でも広告に対して、こういうことやっていますよというPRに関しての評価が全く入っていないので、逆にここは今こういうことやりますよ、やっていますよということを、新しいことも含めてやっていただきたいのであれば、PRをするという評価項目を入れるべきではないでしょうか。高齢の方は、なかなか難しいという考えを持っているかもしれないけれど、それこそ70代80代も皆さんはスマホを持っていて、それで見えることは見えています。自分で申し込みのボタン押すのは怖いからできないというのだけれども、結構見えていますよ。

なので、やはりこういう事業をやっていますというのをどんどん発信していただければ、結構皆さんの目について、新しい利用者さん、特に今度増やしたい60代は本当に普通にいろんな情報を、スマホからとっています。60代でもう新聞取っていないという方もいるし、スマホに熱心な方もいらっしゃるくらい年代を、増やしていきたいのであれば、これからこういうことやります、やっていますという、事業者が何をやっているか、そういうPRの部分もきちんと発信していただいて、変化を作っていただきたい。

この評価表だと今と同じ。来る人はわかるけれども、来てない人はわからないという状態で、このままだとパンフレットみてもそうだし、PRとして広告という事業をやっている等、評価表には何か組み込むべきではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。

○中村委員長

どうですかね。その辺りは。

○須藤課長補佐

まさに委員おっしゃるところは本当にその通りだと思っていて、やはりある程度利用者の方が固定化されている面はあるだろうと我々も理解しています。また項目の重複というところにつきましては、ある程度、こちらも感じてはいるところではあります。

ただ、先ほどのお答えにも重なる部分はあるのですが、我々が考えるこの5年間で提案して欲しいこと、実現して欲しいことは提案を求める事項に込めたところでございます。

ただ一方で、指定管理者の方でこの募集をかけてやっていただくにあたっては、応募される事業者の方の独自の考え方ですとか、そういったことも汲めるところは組み込んでいきたいと考えておりますので、ここの重複はあえてわかっているのですね、その我々が考える部分と、あとは事業者が独自に考える部分というところも少し余白を残しておいたところでございます。

また広告等の周知啓発ですけれども、2つ要素がありまして。まさにご発言の中にもありました7番の(4)の60代の利用促進にも力を入れていきたいなと。まだまだ高齢者と呼ばれるには早いと思われている方も多々いらっしゃると思うのですが、ただあそこ場所に愛着を60代のうちから持っていて、それで70代80代90代に突入していただく、そういったところが施設の継続的な発展に繋がるかと理解しておりますので、あえて60代と項目出しをさせていただいたところでございます。

また、60代についてもやはり自分はまだ高齢者じゃないとか、自分は元気だというところは当然あってしかるべきなのですが、すぐ10年20年、あっという間に経ってしまうといったところもありますので、そこを今から考えていく時代にもなっているといったところも老人福祉センター通じて、伝えていきたい、社会を変えていきたいと考えております。

そうした中でいくつか他の団体との協働というものも、こちらの選定においてはある程度考えていきたいと思っているところでございますので、シルバー人材センターですとか、老人クラブですとか、そういった関係する団体と一緒にやっていながら、いろいろな観点から、こういった老人福祉センターの企画事業をアピールしていけたらいいなと思っております。

特にシルバー人材センターの方でも生涯現役応援窓口という形で、就労ですとか生きがいですとか、そういった相談窓口を持っています。

そちらについても一緒にシルバー人材センターと協力させていただきながら、力を入れているところですので、そこから相談に来てくれた人をこちらの老人福祉センターの方に案内するとか、合わせて一体的な周知ができることより望ましいかなと考えているところでございます。以上です。

○中村委員長

評価表に少し入れませんかというのが委員の提案なので、考えますでは駄目ですね。

○山本副委員長

考えますではなくて、今現在もシルバーさんと老人福祉センターに宣伝しているから、そのまま

でいいよというお答えでしょ。

そうではなくて、シルバーさんに行っている人とかそういう人ではなくて、まだそういうところに1回も足を踏み入れてないけれども、そこでこういうことやっている、行ってみようかなと思わせる。せっかくこれだけいろんなことをやって欲しいって言って、やってくれるにしても、それを周知することが、あそこに行かないと周知ができない、シルバーさんに伺ってしか情報がわからないというのは、せっかくの企画の意味がないので。広く市民の方に周知する、こういうことやりますよ、どうぞ来てくださいということが必要。それぞれ使うのは老人でも、管理する人がそうでないのだから、きちんと広告媒体を使ってこういうことをやっていますよということをもっと周知するべきだし、新しい利用者を取り込む必要がもっとあると思うのですよ。

そう工夫をしてくださいとは一切要項にもないし、評価表にもその観点が含まれてないから、それを入れる気はないのですかと聞いたのです。

○松尾高齢福祉課長

委員さんおっしゃられる通り、60代といいますとまだお仕事されている方が非常に多い一方、SNSの利用も非常に活発になさっていると私どももとらえておまして、そういった媒体を使って周知していくというのは非常に60代の方々に届く点では、必要と考えております。

委員さんご指摘いただいた内容につきましては、前向きにとらえさせていただいて、ぜひそういった媒体を使いながら、今まで接してこなかった方たちに対しての発信というのを大事にしていきたいと考えます。

○中村委員長

私の方から提案です。

5の施設運営の(7)に冒頭に「周知、活動状況、情報開示を含め、地域の実施をニーズに合わせた機能拡充が図られているか」という表現にすると、いわゆるここで評価しますよという文言が入るのですよ。具体的にそれはどうですか。

○山本副委員長

具体的に表現を入れないと、こういうことを進めますよというのを言わなくても、点数に表れる。周知をするっていうことはすごく大事だと思うので、それを評価の項目の中に入れる必要は絶対にあります。

○中村委員長

周知ということは、実際参加していない人にも必ず情報伝わる工夫をしてくださいというのをここで評価しますという表現なので。先ほどの部分の冒頭に「周知、活動状況、情報開示を含め」と文言

を加えて、そのあとは一緒にいかがでしょう。

地域の実情ニーズに合わせた機能拡充が図られているかと言うことで、要するにそこをきちんと記述してくれば、定数評価しますという表現はどうでしょう。

その表現を、入れる入れないも含めて一度検討していただければと思いますが、いかがですか。

○岡崎課長補佐

行政改革推進課の岡崎でございます。今いただいたご意見も含めまして、お手元の別紙2 管理運営の基準の4 ページの上のほうをご覧くださいと、広報に関する業務の中で、「利用者にわかりやすい」ということで書いてある内容があります。

ここを今のご意見を踏まえて、より強化して、今利用してない人も含めてその周知活動状況であったりするの、広報機能強化というような形でこの表現を工夫させていただければと思います。

○中村委員長

ありがとうございます。助かりました。ちょっと僕はそこまで気がつかなかった。そうです。一緒に直す必要あります。

○須藤課長補佐

行政改革推進課から話があった基準のところの書きぶり、それを評価表の方で判断していく、そういった形で考えようと思います。

○中村委員長

ご検討よろしく申し上げます。

○山田委員

いくつか質問はありますが、些末なところからお話しすると、要項6 ページ(6)の下から4行目あたりですけど、現物はやはり出さなければいけないのでしょうか。CD-R や DVD-R をあわせて提出くださいとは、電子媒体はこういう形でないと申し込みできないのですか。これはもしかしたら担当課の皆さんでなく、全体にかかることかもしれません。

○岡崎課長補佐

現状は他の施設も含め、紙で皆様にお送りをさせていただくことも考慮して、紙でいただきたいという形にはしております。我々も事務的な部分も含めて、電子だけにするのが一番ありがたいなというのは正直な気持ちでございます。

ですが、実際のところ委員の皆様にご覧いただくための機材をご用意させていただくことが現状まだできない状況です。

そこが一番の懸念というのがあって、紙を提出くださいというふうにさせていただいているのが、今の運用でございます。

○山田委員

そこは承知しているのですが、電子データを CD-R また DVD-R で提出させるということについては、これは無駄も多いし、やっぱりいろいろ不便かなという話ですね。それをオンラインでストレージに入れて送信するとかという方法にはならないでしょうか。

○岡崎課長補佐

そうですね。CD-R という媒体が大事というわけではないので、そこについては内部の検討させていただいて、そういったものも庁内のシステム周りの決まりで大丈夫であれば、そういう形に変更させていただければと思います。

○山田委員

それで申し込みが増えたらいいかなと思います。

それから 2 ページの 2 ですが、目的はわかるのですが、この説明だと担当課の皆さんがこのセンターの機能をどのように評価しているのかといったことが、例えば現状と課題ですね、これがここでは読み取れないので、その説明があると、なぜ評価表 7 番の具体的な提案をしてくださいという 4 つの必要があるのだというところがよりよくわかるので、対応がしやすいと思います。

特にここは建物を伴う管理なので、建物の制約はどうしても付きまとうものです。そうすると、担当課の皆さんが建物をどのように評価し、それがどのように使ってもらえると、もっと良いが、今なかなかそれができない。そのうえで、このアからエまでの提案をする項目に繋がってくるとすごくわかりやすいかなと思いました。この辺がどこかに表明されていれば、そこに説明があるのでこちらをご覧下さいというだけでもいいかなと思います。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。この提案を求める事項でそれぞれなぜそういう提案を求めるのか、少しだけ理由に触れてはいるのですがけれども、委員おっしゃる通り、改めてその全体を通じて、この指定管理をする施設の現状と課題といったところを、設置目的のところでも触れていた方が、そのあとの流れがスムーズかなという気もしていますので、この辺りも現状課題、それぞれこの提案を求める事項に繋がるような形でイントロダクション的に書ければと思っております。以上です。

○山田委員

一番知りたいのが、7 ページの(8) 提案を求める事項ですが、ア「健康寿命の延伸」というのは、このセンターの管理運営と、どのように繋がっているのかなど。市の施策を求める記述ではなくて、センターの運用を通じての健康寿命の延伸ということが、このアの中に書かれているといいかなと。市としてできることでもどのように認めるのかといったところがポイントではないかなと感じたので、これはご検討ください。

次に、イの一番最後の文章に、「地域を越えた」提案をしてくださいとあるのですが。地域は越えてよいのでしょうか。その地域が何で、地域を越えることが本当に大事なのかと言うのは趣旨として、少しわかりにくいところがある。例えば、これが茅ヶ崎だったらもう越えない方がいいでしょうし、日常の地域社会というのは、人によって違うところがあって、これがちょっと記述を変えるだけでもわかりやすいかなと思いました。

それからウも同様に、この書き方でいうと他団体と連携しないと提案できないという意味にとらえられてしまうので、これは一体どういうふうに他団体との連携を定義して互いの強みを活かすことをどこまで取り組んでくださいとできるのかというのは、これもわかりにくいところがあるかなと思いました。

その下の教養というキーワードと、実はエが結構関連があるなと思うのですが、他の自治体を作る健康寿命とか、長寿プロジェクトを見ていると、年齢で分けるということがそんなに多くなっている状況があると思います。

その点で言うと、60 代の利用促進というのは、ここの記述でいうと、その社会参加のあり方が仕事に基づく一面的なやり方になって、地域に帰ってきたときにネットワークを作りにくいという意図があって、これが明確にならないと、60 代の利用促進という言葉が教養とセットにならない感じがします。

つまり、地域で仲間を作ることなどの取り組みを地域でどのように盛り上げてもらうかというのが多分施設を中心とする提案だと思って。このあたりの書き方を、何か施策の中身とずれがないように書いた方がわかりやすいかなと思いました。

団体のところもそうですが、例えば別紙 7 の評価表の5番の施設の運営についての(1)ですけれども、これ住民に平等利用させないといけないのでしょうか。差別してはいけないのでしょうか。その世代やその年代に特化した利用を進めてはいけないのでしょうかといったところにも繋がってきってしまう。このあたりは、教養というキーワードが長寿社会に求められる現代人の求められる価値や姿と、ものすごく連動しているはずですけど、そこを何か、むしろずらしちゃうような印象になるので、うまく調節できると非常に連動性の高い提案が得られるような部分もあります。

簡単に言うと、これは繋がらないのでしょうかという質問です。理念として、そこはどのようにお考えになっているか、繋がるようにできているのか。説明がわかりにくくてすみません。

○須藤課長補佐

はい。それではお答えしていきます。

7 ページの提案を求める事項のところ、それぞれわかりづらい部分と、ウについては少し要素が渋滞している部分も見受けられるかなと改めて思いましたので、この辺の書きぶりについてはわかりやすく調節させていただこうかと思っております。

細かく言うと、アにつきましては、基本的に健康寿命を延ばしていく知識ですとか、体操ですとか、そういった企画事業を期待しております。この施設の条例でも定められている設置目的の中に教養の向上、心身の健康維持が謳われていますので、このアとイではそこになぞらえて教養の向上と健康維持というところをここに込めております。こちらもう少しわかりやすくするとよりいいのかなと感じましたので、少し直そうかなと思います。

また、イの地域を越えたというところですが、まさにここは表現がわかりづらいところでもあります、いわゆる自分たちが常日頃住んでいる自治会活動単位を意識しております。

老人福祉センターについては JR 茅ヶ崎駅が近くて、市のいろいろな地域から集まりやすい特性があります。地域の中での繋がりも当然大事な話であって、ただ地域を越えた繋がりを持っておかないと、どうしても先細りになる可能性もありますし、団体としての活動もなかなかうまくいかない面もあるのかもしれないと想像しております。そういった中で、市中心部にある老人福祉センターの立地を生かして、こういった地域だけじゃなくて、そこを飛び越えて市内のいろんな地域の人達とも交流を広げていただきたい、そういった意味で「地域を越えた」と記述をしたところでございます。その辺りの文言が何を指すのかがわかりづらいと思っておりますので、少し直そうかと思っております。

ウについては、団体と連携しなければいけないかという、必ずしもそうではないのですけれども、ただやはりお互いの強みを生かしてお互いに発展していけるような関係性がこの指定管理者においても作れるといいと思っております。この超高齢社会を指定管理者だけでは対応できるものではないと理解しておりますので、少しでもいろいろな方の力や考えを結集していただきたいというのがこの意図でございます。これについても書きぶりを工夫したいと思います。

エの 60 代の利用につきましては、確かにこの評価表にあります平等利用が図られる方策が適切かというところだと、差し障る部分もあると思いましたが、あくまで実際 60 歳以上の方を対象としている施設でありながらも、やはり 60 代の利用率が芳しくないと言ったところになっています。具体的な年齢構成のデータがないので、あくまでその指定管理者から受けた印象という話になりますが、しかしながら、平等性を踏まえた上で、そういった状況に対して、この施設は 60 歳から使っているのだということはある程度知っていただく。60 代の方向けにベネフィットを提供するような方策というのも、逆にこの平等性の観点から言うと、やる必要があるかなと思っておりますので、そういった観点から言うと、逆に差し障りあるものではないと我々としては理解しているところですので。以上です。

○松尾高齢福祉課長

茅ヶ崎のコミュニティの特徴としまして、古くから地域で活動なさっているような方たちについては、非常にその繋がりが強いと聞いておりますが、新たに加わるというのがなかなか難しいという話を聞いております。

そういったこともあり、地縁ということだけではなくて、町の中にある、老人福祉センターに新たに参加することによって、例えば高齢の男性で、マージャンのサークルであったり、将棋のサークルであったり、老人福祉センターでは仲間に入れるみたいな、そういう場所になればと考えまして、市のコミュニティの特徴というものに新たな側面も必要かということも考え、地域を越えてという考えを持っております。

○中村委員長

今の委員の意見踏まえて、一応文章の表現の変更を含めて、ご検討いただけますでしょうか。ほかのご意見はいかがでしょうか。

○杉田臨時委員

教えていただきたいのですが。要項の3ページ、2の項番7、経費に関する事項が示されています。(2)の最低賃金の上昇等を考慮してというところで、この2年間なかなか想定できない状況な上昇の仕方があるわけですが、この募集の段階で、これから5年間の上限を定めています。そうしたときに12ページの項番15、リスク分担の方針、ここの出だしのところには、想定する主なリスクということで、逆を言うと、この裏には一時流行りましたけれども、「想定外」というような言葉が出てきました。この施設を運営する中でも、10数年間に東日本大震災のときですとか、令和元年のコロナがありました。ここで出ているリスク負担のところでも今回、見直しがあれば教えてください。

○須藤課長補佐

お答えいたします。このリスク分担につきましては、特段、高齢福祉課としてこのリスクのところを追加したものはないのですが、ただ3ページのところの指定管理料の額につきましては、おっしゃる通り、最低賃金ですとか、もろもろの上昇幅を踏まえまして、現在の指定管理者とやりとりをしながら、実際に現状の施設を運営するにあたってどれぐらいの費用がかかるのかを伺いながら、高齢福祉課の方で算定したものでございます。以上です。

○杉田臨時委員

基本的には協議していくと、というような捉え方でよろしいでしょうか。

○中村委員長

多分ここは最初の指定管理業務に多大な影響を与えるので、初めの緊急事態もそれで読むしかない。

1つ質問しようと思ったのが、税制変更で法人税住民税等の税率変更、これは法律改正みたいな形で税率変更を想定していますか。というのは、要するに不可抗力というか、事業者側で対応できないような税制変更とか制度変更は基本的には民間では請け負いきれないので、これは行政側が背負うか協議が普通ですけれども、これ民間側になっているのはなぜなのかわかりますか。

消費税率の変更は当然、行政が請け負います。要するに法律変更に伴う不利益です。法律とか制度変更、これに伴う不利益は一般的に行政が負担する、もしくは協議ですけれども、これ民間が負うことになっているので、これだと民間がどうしようもない世界ですよ。

○岡崎課長補佐

そうですね。当時に何かしらの意図があったのか、さかのぼって調べてみます。

○中村委員長

調べてみてください。税制変更は、事業者は背負えないので、基本的には行政が負担するというリスク分担が基本です。

○岡崎課長補佐

そうですね。事業者さんが不利になる税制変更もあるでしょうし、逆に有利になるときもすべて事業者さんがというのもあると思うので、そこは確認いたします。

○中村委員長

ただし、例えば税率が所得によって変わるようなケースの場合、これは事業者負担ですよという話になるので、その中身は調べて欲しいなど。多分背景があると思います。

他よろしいでしょうか。今言った委員のご意見踏まえた上で、直すところは直していただいて、その結果はまた僕に連絡いただいて、そこは一任させていただいてよろしいでしょうか。僕と事務局で協議、最終判断して、これで募集要項は了承という形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

はい、わかりました。ありがとうございました。

では議題1の状況から何かご連絡ありますでしょうか。

○川本主査

事務局から失礼します。老人福祉センターの指定管理者選定に係る今後のスケジュールについて説明いたします。本日ご審議いただきました茅ヶ崎市老人福祉センターにつきましては、募集要項に記載の通り、7月22日から指定管理者の公募を開始いたします。

その際には今回いただきましたご意見等を踏まえまして、募集要項を修正し、改めて内容の確認を委員長依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。次回の茅ヶ崎市老人福祉センターの指定管理者選定に係る委員会につきましては、応募者が4者以上であった場合は、書類審査を10月2日、書類審査に係る評価点の高かった上位3者に対する面接審査を10月9日に実施させていただきます。

応募者が3者以下であった場合は、10月9日開催の面接審査のみ実施させていただくこととなります。

書類審査の開催の有無につきましては、募集書類提出締め切りの9月12日以降にご連絡をさせていただきますのでご承知おきください。

次回の詳細につきましては、後日開催通知にしてご案内させていただきます。

事務局からは以上となります。

○中村委員長

ありがとうございました。委員の皆さん、10月2日と10月9日はおさえておいていただければと思います。当然募集が少なければ9日のみとなります。他委員の皆さんから何かありますか。

他に何かないようでしたら、以上をもちまして老人福祉センターの募集要項の審査を終了いたします。ありがとうございました。

【休憩】

○前田主幹

それでは、会議を再開させていただきます。

本委員会議題2につきまして、事務局として行政改革推進課の他、市民自治推進課の職員3名が出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、今回の議題である茅ヶ崎市民活動サポートセンターの選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

これより委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

〈 委嘱 〉

○前田主幹

それでは、原田委員より一言ご挨拶いただいてもよろしいでしょうか。

○原田臨時委員

立教大学の原田と申します。不慣れですけれども、宜しくお願い致します。

○前田主幹

続きまして本日出席しております茅ヶ崎市民活動サポートセンターを所管いたします市民自治推進課の職員をご紹介します。市民自治推進課長よろしくお願ひいたします。

〈職員紹介〉

○前田主幹

ありがとうございます。それでは議題に進みます。

議題は項番 2、茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者選定に係る募集要項についてとなります。次第の裏面をご覧いただきたいと思ひます。

〈資料確認〉

過不足等はございませんでしょうか。

続きまして本日の委員会の成立でございますが、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第六条第 2 項に従い本委員会の委員 5 名のうち、現在 5 名の出席で、過半数を超えているため成立としていることをご報告申し上げます。それでは会議の進行は中村委員長にお願いしたいと思います。

委員長よろしくお願ひいたします。

○中村委員長

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日は茅ヶ崎市民活動サポートセンターの募集要項の方の審議をいたします。冒頭で申し上げますと、募集要項の 1 ページ目にあります設置目的の最後の行ですけれども、サポートセンターは市民活動を支援するために設置された施設であり、市民活動団体やボランティアなど営利を目的とせず、公益的な活動を行っている人たちや、活動しようと考えている人たちを支援するという施設です。

違う指定管理の方でも申し上げましたけれども、我々、選定等委員会としてはこの趣旨を踏まえて最適な事業者を選定したいと考えていますので、その視点で今日審議をさせていただければと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

初めに本議題の公開・非公開についてお諮りさせていただきます。

今回の議題は茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者選定に係る募集要項の審査であり、市の内部情報に当たるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

では、次第に沿いまして、施設所管課である市民自治推進課、説明をお願いいたします。

○小松課長補佐

それでは、市民活動サポートセンター指定管理募集要項につきまして、ご説明をさせていただきます。市民自治推進課の小松です。よろしくお願いいたします。

サポートセンターは、平成14年4月に開館いたしまして、営利を目的とせず、公益的な活動を行っている人や、これから活動しようと考えている人たちを支援するための公共施設となっております。

施設の概要や休館日については、募集要項の1ページ、2ページの通りでございます。募集要項の4ページをご覧くださいと思います。指定管理者募集に関しましては、説明会及び現地見学会を予定しております。これに参加しない者は申請ができないこととしておりまして、サポートセンターにつきましては施設管理というより、ソフト事業である市民活動の支援を重視しているため、しっかりこういった業務内容を理解していただいた上で、申請をしていただきたいという考えから、説明会の出席を必須としております。

また質問期間、申請期間等は記載の通りでございます。

次に6ページをご覧ください。(7)提案を求める事項については2点ございます。近年の働き方の多様化によって、市民活動を行う人や団体活動が変容してきていることに加えて、人口減少社会の進行を踏まえ様々な問題が多様化しております。こういった多様化する社会状況を踏まえて、市民活動への支援のあり方を提案していただきたいということで、現在設定をさせていただいております。

まず1点目が新たに活動を始めた団体や市民に対してどのようにアプローチをして活動に繋げていくのか、また新たな担い手の掘り起こしということを提案していただくものです。

2点目といたしましては、多様な主体との連携に関する業務についてです。これまでお互いの

共通の目的の実現のためにそれぞれの役割を果たし、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し協力し行動する。これが協働として、これまでも推進を図ってきたところでございます。

ただ協働というと、市と市民団体が共に活動をするもののイメージが強く、人口減少社会が進む中では市と協働することを前提とするのではなく、市や市民活動団体、企業、地域など様々な主体が連携することは、課題が多様化する中で、ますます重要性が増していると考えております。

場合によっては分野や目的の違う団体や企業がお互いの目的のために事業を実施する必要性も出てくると考えます。こうした連携につなげるためには、分野や目的の違う団体や企業が交流し、関係性の構築をしていくことが重要だと考えます。今回、交流の機会の創出について提案を求める事項としております。

では、7 ページをご覧ください。選定方法についてですが、最終評価点が満点の 6 割以上でかつ最も得点の高いものを候補者といたします。

なお、同点の際は提案事項の多様な主体との連携、の点数の高い方を候補者といたします。8 ページ以降は協定及び準備に関する事項、租税については記載の通りでございます。

続きまして、管理運営の基準についてご説明をします。管理運営の基準の目次をご覧ください。

業務内容といたしましては 8 つありまして、(1) から (4) までは施設特性を反映した業務でございます。(5) 以降は管理に関する業務となります。

現指定管理者の募集等の主な変更点をご説明いたします。2 ページをご覧ください。カ 職員体制に関する業務に関しましては、これまでは常時 2 名以上配置することを職員の要件としておりましたが、人件費が指定管理料の多くを占める本施設においては、より自由度を高めるために 1 名以上とさせていただいております。

(2) 市民活動の支援及び推進に関する業務において、3 ページになりますが、今後の市民活動においては、IT スキルは重要なスキルであるため、DX 化への支援を追加いたしました。

(3) 多様な主体との連携に関する業務につきましては、市民活動団体以外の活動主体についても、公益的な活動を行うものに対しては支援の対象であり、連携を視野に入れた支援としたいため変更したものでございます。連携による事業相談について、連携推進に関する相談等に変更をさせていただきます。その他は記載の通りでございます。

別紙 6 の評価表をご覧ください。本件については、各項目で 5 点満点となっております。また、5 施設の運営について、(6) 地域の実情やニーズに合わせた事業が提示されているか、及び、(7) 提案を求める事項について、(1) 市民活動の支援及び推進に関する業務について効果的な内容が示されているかが、×2 として 2 倍の配点、またその下の (2) 多様な主体との連携に関する業務について効果的な内容が示されているかが、×3 の 3 倍の配点とさせていただいております。合計 160 点満点で合格ラインは、6 割の 96 点以上となっております。

簡単ではありますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○中村委員長

ありがとうございました。

では議題について、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

○山田委員

募集要項1ページの設置の目的というのが施設の設置を前提に話しているのに対して、提案事項については中身とかソフト面になっているため、どこかのタイミングで申請者に対して、施設の利用に関する現状と課題を示すことで、より具体的な提案に繋がるだろうということが考えられます。

それからもう1つは、このままだと、どうしても今やっている管理団体に有利なことにもなりかねないと考えられるので、設置目的について言えば、例えば募集要項の中に書く必要というよりも、要項からこういう資料があるのでご覧ください。とするような、何か提案する予定などはありますか。今の施設の運営についての現状と課題を担当課の方がどういうふうに考え、評価し、それがどんなふうに公表され、それを見ると、今の現状と課題がわかりますよという情報提供は行った方がいいと思うので、そういう可能性がありますか。という質問です。

○小松課長補佐

説明会を予定しておりますので、その中で、施設の利用状況であったり、かつ市民活動が変わってきたりという点を様々な資料を用いて説明したいと考えております。

○中村委員長

茅ヶ崎市では例えばそういう行政評価とか、いわゆる進捗状況のまとめはしていますか。

○小松課長補佐

指定管理施設になりますので、各年度でモニタリングを実施して、本委員会で評価いただいたものは公表をしているところです。

○中村委員長

モニタリング評価表は公表できるものですか。

○小松課長補佐

その通りです。

○中村委員長

それが参考になるということですね。それでは、その辺を例えば説明会のときに、見せてもいいかもしれない。今から作るのは大変なので、他に公表されているデータや何か公表されていて活用できるデータがあると良いのではないかな。

モニタリングは行っていますから、評価表は年度毎にまとめていると思いますので、それが公表されているので見てください、でもよいのかもしれない。

○山田委員

続いて、自分の一番関心があるのが、同じ資料の6ページの提案を求める事項のところになるのですが、まずここの中に茅ヶ崎ならではの、茅ヶ崎らしいという特徴を出してくださいという提案がうまくつかみ取れない気がするのですが、そこはどのようにお考えでしょうか。というところが、一番大きなところで。サポートセンター事業は各自治体にいろいろあると思うのですが、それをあえて、茅ヶ崎の特徴を掴んだ、例えば協働のための提案をしてくださいとか、それから茅ヶ崎の特徴を掴んだ交流のための提案をしてください、というところにまでおける必要があるのではないかなと感じたので、その辺は書いたほうがいいのかと思うのですが、それは現状として、提案を要求する事項としてはいかがお考えですか。

○小松課長補佐

確かに茅ヶ崎の市民活動団体、市民活動には様々な特徴はあるのですが、なかなかそれを提示してしまうと、現在の指定管理者が余りにも有利になってしまうと危惧しておりまして、それも説明会の中で何か少しヒントになるようなことを工夫してお伝えできれば、よりよい提案に繋がると考えます。

○山田委員

それから次が最後ですけれども、今の市民自治推進課としての、例えば市民性の育成であるとか、市民らしさの向上のような目的と、今回のサポートセンターの目標の関連が一番大きいポイントになると思っていて、この点でいうと、提案を求める事項の、「ア」の新たな担い手、それから「イ」の交流のきっかけづくりということで、カバーしきれるのでしょいか。

例えば藤沢のサポートセンターに行くと、昼間の平日の時間帯でも結構、席が埋まって、使っている人がいるので、例えば来てもらう工夫や、サポートセンターを積極的に使ってもらおうという工夫があれば、情報が流せるとか、そのような連動も考えられると思いますけど。例えば、そうしたサポートセンターの活用と同時に、市民性の育成に繋げていくプランが入ってきてもいいかもしれないですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○小松課長補佐

この提案を求める事項以外の運営の基準でもかなり様々な支援業務を担っていて、その中でも市民自治推進課としても特に提案をいただきたいものと言う形で、今回この2点を抽出させていただいています。

「ア」については、担い手不足というのは、どこでも言われていて、逆に地縁の団体、テーマ型の団体等も含めて、担い手不足という昨今の状況の中で、何とか中高生に向けて、ボランティアを入口として、次世代を担う市民活動や地域活動を担う人材というのは、市民自治推進課として、喫緊の課題であると考えため、提案をいただきたいと考えています。

また「イ」については、例えば、茅ヶ崎カンパニーは、茅ヶ崎の市民活動、この地域での活動をやりたいと思っている個人の人材プラットフォームみたいなものが、全く市と関わりがない中でできたり、あとは子育て団体に対して円卓会議という交流の会議ができていたり、いろんなところでいろんな関わりだったり、交流に関する仕組みみたいなものが、今できているのが茅ヶ崎市の特徴だととらえているのですけれども、そういったところに必ずしも行政が手を出す必要はないと思っています。とはいえ、今後発展的にしていくためには、企業をその中に取り込んだりとか、他の全く違う分野の市民活動団体との関わりだったり、いろんな多種多様な団体との関わりってというのは、ある程度こちら側で意図的に何かでつくり出していかないと、自然に生まれるものは難しいのではないかと考えております。

そういった課題感の中で、今回2点提案させていただいております。

○山田委員

採点する側としては、そこをきちんと理解した上で、採点できた方が良いと思いますので、そこがわかって、助かりました。ありがとうございます。

○山本副委員長

この募集要項の中では、今のお話、今の思いが全く見えないと思うのですが。特に、先ほどおっしゃった、いろんな団体との関わりや、高校生とのボランティアのお話もありましたが、市としておっしゃってはいるけれど、この中にどこもそれを読み取れるところがなくて、思いがちょっと伝わらないのかなというところがあります。

それから、その思いと裏腹に、管理運営の基準の中で、2ページで、職員の体制に関する業務というところでは「利用者の安全確保やサービスの向上を図るため、職員の配置構成等を提案し、市と協議の上決定すること。また、配置にあたっては、市民活動全般に関する十分な知識を持ち、市民活動等に係る市民からの相談に対応できる職員を配置すること。」とあります。さらに配置人数が1名以上ということですね。

現状、現地視察でお話を伺ったときに、相談業務はできていますかと聞いたら、出来ませんというお話でした。そういう専門的な相談だったら、それを相談ができる人がいるときを確認してくださ

いということでした。

あと、視察した際には職員の方が2名いらっしゃいましたけれども、1名以上ということは1名でもよい、というお話ですよね。そうすると、いろんな相談に乗ってもらい、いろんな活動支援をしてもらうために来た人を職員が引っ張っていかないといけない。場所を用意しました、やってくださいとなっても、なかなかできない。

さらには、普段の最低限の事務作業、あとは緊急時対応。あそこはガソリンスタンドとそれから後ろにマンションはあるけれど、マンションが裏手にあり、警察も近いけれど、音も声も届かない場所というところで、もし何か緊急時の対応にしても、やはり1名体制でそれが全部こなせるのか、安全性という点ではどうなのかというのを求めると、ここで記載している配置にすごくギャップを感じます。

常勤職員として1名という考えで1名以上なのか、それとも本当にパートの人間を1日の中で、時間単位でやりくりして、1日1名という考え方なのか、どちらにしてもパートでやりくりして1日1名以上だと、この市民活動に関わる十分な知識を持っている人を本当にそこに配置ができるのか、という心配もある。

ですので、求めることと、ここで記載している基準のギャップがあるのではないかと感じます。

○小松課長補佐

ご指摘の通り、書き方を工夫しないといけないと思いました。

まず意図として、前回の指定管理者募集時は、2名以上としていました。サポートセンターについては、朝の9時半から夜の9時半まで開館しています。その時間2名必ず貼りついてなきゃいけないという条件に、それが足かせとなって、2人は必ず事務所にいなくちゃいけない。プラスアルファで、その事業の支援や相談業務、様々な業務をしなくてはいけないというところが足かせだったので、極論ですけれども、最低夜の時間帯において、男性1人でもいいよ、という形を考えておりました。

確かに安全管理的な部分でいうと、提案の中で事業者がどう考えるかという部分ではありますが、実際、公共施設に夜間、1人職員を貼りつけているところがたくさんある中で、9時半まで2人の職員がいる必要性は、特に見いだせなくて。それを1人にする事で、残りの1人をもう少し有効に使えるのではないかと。その提案を事業者に求めたい。その辺がちよっと伝わる意図にはなっていないのだと思います。

○山本副委員長

この書き方だと、残りの1人が見えないと思います。

○小松課長補佐

ここはあくまでも最低の水準という意味で書いてあるので、ちょっと書き方を工夫して、例えば事務対応のための1人は必ず配置する。その他は必要な人数を配置すること等、もう少し工夫はさせていただきます。

○山本副委員長

それであれば、伝わる。ただ1名以上という書き方だと、読み切れないのと、あと指定管理料の人工の計算自体もどのように計算するのかと思ってしまう。

そのあたり、もう少しわかるように。要するに現指定管理者はわかるけれど、他の人がこれを応募しようと思ったときの書き方にはちょっと足りないのではと思います。

○中村委員長

必ず2人いるときもあるし、1人のときもあるし、3人ときもあると、そういう意味だったのですね。僕は1名でいいと思っていました。

○山本副委員長

あそこを常に見ている人ではなく、全然知らない人が応募してくることを考えて、両方作らないといけない。全然知らない人がサポートセンターを見学して、その上でこの要項を見て応募しようというときに、その背景が見えないので、1人でいいんだという考え方になる。

逆に、その1人で何でもできる、すごい業務ができて相談もできる人を置いて、うちはそれでよいよね、という考え方になってしまう。

その辺りが自分たちは常に見ているから、こういうことができるよね、ということではなくて。知らない人が応募できるスタイルを作り、求めている部分をきちんとわかってもらって要項を作っていないと、ギャップが生まれて、せっかく良い提案をしてもらっても、そこが伝わっていないから、落ちちやうという可能性もあると思うので、もう少しその辺りの部分を考えてもらいたいです。

○中村委員長

この表現を、「職員を開館時間内、常時1名以上配置」という感じに記載するのがよいのかなと。そこは少し工夫してみてください。

○山本副委員

説明会の際にも、その辺りを説明してください。

○中村委員長

ここは少し文章で明確にしたほうがいいと思います。他はどうでしょう。

○小山委員

私も実は今お2人の委員がご指摘された項目にやっぱり引っかかるというか、現場に行ってフロアガイドをいただいて、サポートセンターの主な主催事業という項目が、こういうことをできる、或いはやってくれているのだということがようやくわかりました。

この資料、募集要項を見る限り、実を言うと私の不勉強で、全然わからないので、その辺もご指摘されたのだらうと思うのですが。このサポートセンターの主な主催事業というのは、現在の指定管理者がやっていることを募集要項で言ってもいいのか悪いのか、或いは逆に制約になるという気もするので、その辺は難しいと思うのですけれど。

もう少し募集要項で、こういう支援をしてくれる、貸スペースの運営だけでなく、こういうリードをしてくれる、という辺りをもう少し強調して欲しいです。

そういうことができるような人材を配置してくださいという考え方、その辺を強調した方がいいのではないかと思います。

その上で、募集要項の6ページの先ほどの「ア」の項目ですが、指定管理業務を担うにあたり、「実施可能な市民活動」。「実施可能」では、例えば、「そういうことを考えているけど、ちょっと体制が整えられませんので、実施できません。」と言われたらおしまいになってしまう文章ではまずいのではないかなど。屁理屈を言って申し訳ないですが、今までのご発言された方のポイントも同じようなことをおっしゃっているのだらうと思うのですが、もう一度その辺りを、企画事業をリードする、そういうような観点から募集要項に工夫をしていただくことが大事なのかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中村委員長

そこは僕も指摘しようと思っておりまして。仕様自体は、聞いてみたら印刷などの使用頻度がすごく高いので、使う人のニーズはそっちであると思います。

要するに、たまたま場所と印刷機があって、それを使いたいというニーズが実態になっているところ、市民自治推進課の皆さん、行政は理想形のあるべき論を要求するので、この募集要項とニーズの実態と方向性のギャップが出てきている。

あまり理想形を求めた募集要項を公表しても、それでは利用実態と乖離してしまう。使っている人たちは理想形ではなくて、印刷機が使えるのであればいいよねというところ、そこをどうやって所管課として妥協するのかという部分が出てきてしまう。

だから、募集要項は理想形を掲げているけれども、実際に使う方の実態を考えたら、そこを充実させる。もっと印刷機を使いやすくするとか、もっと多様な方に印刷製本ができるような機械を入れた方がニーズには合致しているかもしれないというのがあれば、そこはどう考えるのかという部分を実は気になりました。

だから募集要項を見て、理想形でサポートできる、あれこれできると書いてあるが、いや実態と違って、実はギャップあるじゃないという話になる。そうすると、理想形の業者を入れても、実際使う人は、いや俺らの求めているものと違うと、かえっておかしくなってしまうのではないかと。

本日結論は出そうもないので、そこは議論の世界かなと思っています。

ただ今回の指定管理が決まれば、この5年間続いてしまう。これはやっぱり根本の問題なので、今回の選定では間に合わない可能性もあるし、この市民サポートをどうすべきという世界になります。もしやるのであれば、この5年間の間にもう1回見直して、使い方をどうするのかというものを考えた上でやらないと。その辺も含めての話だと思います。指定管理者を募集する1年前ぐらいに、実際に整理し直してみて、新しいサポートセンターのあり方みたいな議論して考えていく必要があるなと思いました。そこは今からの議論では間に合わないところがあるので、しょうがないかなと思います。

ですので、今指摘があった部分は僕も気になったところなので、これは宿題としてください。

今回の募集要項は確かに理想形にはなるのだけど、多分募集して僕らが選考する事業者は、あまり理想形を追うような事業者じゃなくても、例えばあそこの場所のいわゆる印刷機等の利用を重視しますみたいな事業者の方をやっぱり重視した方がいいのだったら、そちらの方の選考を僕は考えたほうがいいかもしれない。そういう違いが出てくる。

だから、そこは市側としての決意というか、要するに決断をどういうふうに割り切るかという市側の考えを聞かしてもらえれば。その辺はどうでしょうか。

○廣瀬市民自治推進課長

なかなか難しいご指摘ではあるのですが、実際、印刷機のニーズが高いというのはおっしゃる通りです。施設の設置目的として、市民活動を支援する施設であることで、そのうちの1つとして印刷機を設置して使っていただくことになってはいるのですが、我々としてはとにかく管理運営の基準の中で、様々な業務、施設の運営に関する事だとか、多様な団体との連携、情報発信等、そういったものを全部含めて実施していただけるところを募集したいと考えており、その一部が印刷機の機能になりますが、あまりそこに特化して、担っていただきたくないという思いはあります。

理想形と委員長がおっしゃられるのは、特にこの提案を求める事項になりますでしょうか。

○中村委員長

僕はこの世界は「サポート」部分だと思うので、サポートスタッフがいるかいないかが決め手となる。その市民活動をサポートできるプロみたいな人がいて、それがもう、うちにはいるのですとすると、それで決まります。

それこそ、本当にその専門家の一人がいて、本当にうちはすごいスペシャリストのスーパーマンがいますという提案があったところに決めたい。それでよかったらそういう決め方をしたい。

○廣瀬市民自治推進課長

先ほど山本委員から職員配置の関係でご指摘いただいた部分ですとか、資料別紙6の中で、評価を強めている部分があるのですが、人材の部分は課の思いで倍にすることなく評価は「5点」のままとなっておりますので、ここに課の思いを反映させて、提案側に注目していただくということで、市としても人材の育成に力を入れているという形での対応はできると考えます。

○中村委員長

面接するときに、事業者に聞く予定です。あなたのところのサポートするいわゆるスペシャリストは、自信ありますか、本当に市民活動に対して、うちの社員はすごいと言えますかという聞き方すると、うちはいますというところに決めたい。そのぐらいの気持ちがあります。

そういう意味でよいですかということ。多分今回も聞くと思います。

○廣瀬市民自治推進課長

おっしゃる通り、そういったところをうちとしてもやっていただきたいと思います。

○山田委員

先程の「茅ヶ崎らしさ」みたいなものが必要だということ、私は逆に捉えていたのですが。

だから、それをやっていいですかと聞いたら、その必要性があるので、茅ヶ崎らしい必要性を加味した、もう少し中和的な形で考えているという説明だったように、私は理解しています。ですが、やっぱりその方向性ではない、とさっき認識したのですが。

○原田委員

最初に委員長が冒頭にご説明された通り、この目的というのは市民活動の立ち上げの支援と活動支援のネットワークを作る支援ということで、輪転機等は副次的なものと私も思うのですが、構造的な問題として、これは箱の管理を求めている、指定管理という、枠の中で求める以上は、どうしてもきちんとその箱を管理しているかというところに重点が置かれてしまわざるをえないと思うのですが。これで言うと、多分綺麗にプレゼンできる民間事業者でビル管理などそういうものが可能で、どこかと連携してやりますと言ったら、点数が高くなる可能性があると思う。

だから、評価表の7番のところ、2倍3倍になっていますけど、私はもっと点数上げて、総合評価の技術点みたいに、それこそ何倍にもして、ここを重視するんだということ、むしろもっとアピールするべきだと思いますし、やっぱり実際に指定管理する人というのは、この仕様書を見て、手続きをきちんとしようと思ったら、いかに事故なく、きちんと対応できるかにならざるをえない。

だから、例えばアウトリーチとして、それで戦略的に出て行って、完結せざるをえないと思うので

すけど、やっぱり仕様書の中でそこを重視しますというところが、より明確にまず出す必要がある。

今までの評価でいうと、ちゃんと箱を管理していました、コピー機がニーズに対応できたか等がどうしても高くなりがちだったと思う。

でも、これからはそうではなくて、もっとその7番のところを我々重視するんですよということは明確にお伝えして、今すぐできなくても段階的にこういうことやっていきますということをきちんと提案でアピールしていただくようにもって行っていただけると、ありがたいと思います。

私は個人的には、提案を求める事項が160点の25点で、もっと管理業務以上に、今のようなきちんとサポートする人を置きたいということであれば、管理と同じぐらいの点数ぐらいに上げてもいいと思っています。むしろ、そうやって本部運営を重視してコピー機をきちんとやるというよりは、アウトリーチして、きちんといろんな方々とネットワークを作ることを我々はこの5年間重視しますよと明確に示すような形でもよいのかと思います。

○山本副委員長

市としては、そういうサポートをする業務をもっと今以上にやってくれるところを求めているのですよ。ここはもうできてから結構な年数経っていますけれども、この何年も見ている中で、あんまり成長してないなという感覚がすごくある。

サポートセンター自体が、結構長い間やってきて、いろいろな利用団体の利用数が増えてきて、すごく活動している人が多いのもわかる。それはわかるのですが、それをもっと外に向けて見える形での活動がすごいなという意識はあまりないかな。

だから、市民の目からすると、あの場所が、市民のサポート活動をすごくよくしてくれているとは見えないし、どちらかというと、あそこにいろいろチラシを置いておいて、いろんな活動をする人を集める、その活動の拠点としての場所としてはすごく認知されている場所なのは確かだと思う。そういうのをやろうと思って、あの場所では人集めのために宣伝をおいておくと、同じようなことを考えている人がみてくれて、それがあの場所に行けばそういうのがあるというよりは、自治会やいろんなことで、パソコンや打ち合わせスペース等の設備を利用する際に、目について、輪が広がっていくというのが、これまで皆さんによく認知されている状況。

この提案を求める事項や先ほどの説明を聞くと、さらにパワーアップして欲しいという意思を感じたし、それよりもさらに上に本当は行くべきだろうなというのは私も感じているので、形としてはソフト面のパワーアップで、いいのではないかなとは思っていますけど。

○小松課長補佐

様々なご意見ありがとうございます。

ご説明も皆さんおっしゃる通り、サポートセンターの視察について、どうしてもハードの説明に偏ってしまった部分があるのですが、人員配置を1人以上とした理由も、人件費の自由度を持たせ

たいという部分で、やはり支援、そこに関する人工、そこがサポートセンターの指定管理の機能だと我々も思っております。

施設管理というところで、その場所に行けば、そういった便利な機能をいろいろ使えるという部分も当然重要ではありますが、センターとして持っている支援機能をどう拡大していくかというところが、拡大というか、機能を上げていくというのが、私どもの課題と認識はしております。

ただ、やはり「茅ヶ崎らしさ」という言葉も、一方で山田先生からもお話があり、前回同様で今回も公募として、当然民間のノウハウの高いところや、様々な提案を求めるという意味合いで、公募にしているものの、やはり茅ヶ崎の実情にあった、茅ヶ崎を理解した上での提案を求めているがゆえに、現地説明会できちんと説明していきたいなと思っております。

ですから、委員の皆様には支援に重きを置いて選定をしていただきたいなどは思いつつも、それが茅ヶ崎市にとっての実情も踏まえた提案になっているのかということも加味していただければと感じております。

○中村委員長

あとは点数配分ですよね。それは僕もあり得ると思っていて、例えば 160 点のうち何%ぐらいだったら事業者の提案が心に響くかという、例えば 150 点のうちの 3 割が、いや実はこちらの倍掛けしている部分だったら、かなり力を入れて提案してくるのだろうな。

今では、他の部分もちゃんと点をとっておけば、そちらでそんなに差がつく点数ではないので。

○原田臨時委員

委員長がおっしゃっていただいた部分もそう思うのと、あと別紙 1 の基準の 3 ページで、多様な主体との連携と書いていただいている、全体の趣旨はよくわかるし、繰り返しになりますがやはり指定管理を受けたときに、この仕様書なり、基準を見ると、この部屋をどう管理するかというのがまず前提にあるので、多様な主体との連携は、例えば藤沢市の事例が先程山田先生のほうからお話がありましたが、藤沢市はいろんな企業があれば連携するときは必ずそこに出向いているいろんな人に話聞いたりして、関係を作った上でイベントを開催するとか、大学生のインターンシップで受ける際も、大学に行ってボランティアセンターやいろんなところに何度も足運んで、調整していたり、ニーズを把握したりしています。多分この相談対応という項目で評価すると、ずっと机に座っていて来る人を待つという受動的なイメージのニュアンスになります。

だから、もっと外に出て、箱の管理だけれども、もっといろんな所に出てネットワークを作りたいというネットワーク形成とか、連携強化とか、他の自治体と関わりを持ったイベントとか、もうちょっと外に出るようなイメージを何か書いていただいた方がいいかなというのと。

あと例示を出せるなら、例えば一般社団法人とか、要は市民活動でも NPO 法人以外で立ち上

げているところが多いので、ウイング広げろという趣旨が伝わるような書き方をしていただけると、やらなきゃいけないのだという。そういうこともあると思います。

だから、ちょっとできる範囲で検討していただきたい。

○中村委員長

募集要項の中の表現を変えられそうでしょうか。そこを説明会の時に説明するのと、今、原田委員が言われたような部分では、実は多様なというのは、ウイングを広げて欲しいという趣旨がある。という意味を説明して、それがこのような表現になっておりますというように説明してください。

○山田委員

こちらが確認すべきポイントですね。割と大きいなと今感じて思ったのは、どこの自治体でも高い得点が取れるような事業者を専門性として選ぶということも、多分できると思います。

ただ同時に、茅ヶ崎の人をマネジメントするという必要性がどのぐらい高いのかによっては、それだけでは評価できないところがあり、僕は、冒頭にその課題と現状や「茅ヶ崎らしさ」みたいなどころは、ここにはどのぐらい入っているのですかと聞いた意図としては、つまり、こういう組織マネジメントだったら、こういうふうになればよいよ、というノウハウは、多分どの市にも通じるノウハウだと考えると、こういう現状のあるこういう町では、こういうふうを考えていかないと人と人をつなげられないとか、そんなところまで掘り下げた市民性の発掘というところで言うと、実はそういう汎用性の高い専門知識の人に入ってきてもらおうと、かえって動きが難しくなるというのは、多分市民活動の現状としてはあると思います。

つまり、そのお金をどう持ってくるか、あの人はこんなふう育てればいいよというのを、茅ヶ崎の特性を抜きにして考えても、適用できるならばいいんですけど、恐らく、茅ヶ崎はまだそういう状況でないところで動かないといけないので、そのサポートを考えると、そういうことができるメンバーを育ててくれるような、或いはそういうところを段階で育てていくような団体にお任せするというのも選択肢としては良いと思うのです。

だから、委員長がおっしゃるように、これできますかというような言い方ももちろん大切だとは思いますが、同時にそれは専門性をどう評価するのか。わりと自主事業のところは大きいと思うので、そこはハッキリさせておきたいと考えます。

○中村委員長

山田委員のお話を聞いて、まとめます。

配点のところでは人員配置のところは5点だから、そこを倍にするとか、或いは施設の運営についてそこを倍にするとか。満点160点のところは170点になって、だから170点のうちその倍にしている部分の項目トータルが55点ぐらいになるので、そこを重視していますよ、というのが配点でも

見せることができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小松課長補佐

検討させていただきます。特に原田先生おっしゃる通り、箱の管理にとらわれない形で、全体的に見直していきたいと思っています。

○中村委員長

そこは説明会でも言ってください。我々の理想形は、やはりこの施設目的の達成なので、箱管理ではなく、そういう提案を求めている。それから今、山田委員が言うように、やっぱり「茅ヶ崎らしさ」が必要かなと思っていて、逆に言ったら、茅ヶ崎の実態を踏まえて市民をどう活性化させるかというところに視点があります。

だから、逆にプロというか、専門家汎用性を求めているのはありません。茅ヶ崎でできる市民サポートはどういうことかという提案を求めていますと。(7)提案を求める事項に茅ヶ崎らしさの表現、茅ヶ崎ならではのサポート体制という表現を文章に書いてもらいたい。

○廣瀬市民自治推進課長

表現の方は検討したいと思います。我々のイメージがちょっと狭くて、今のサポートセンターの管理運営が茅ヶ崎らしさになってしまうといけないう発言があったのですが、途中、小松からも説明させていただいたとおり、市内の市民活動の動きなどを捉えて、もう少し茅ヶ崎らしさというのを広く捉えて、どのような表現になるか検討させていただきます。

○中村委員長

説明会の中でそういう提案があるところをやはり重視しますということをしていただくとよいのかなと思います。

○廣瀬市民自治推進課長

募集要項にそのように落とし込みつつ、説明会でも対応したいと思います。

○中村委員長

なかなか指定管理者の募集の中でそういうことに視点をおきますという説明はない。

こういう点数配分です、募集要項がこうです、という説明になる。そのような説明があると良いと思います。

○廣瀬市民自治推進課長

あとそれに連動して配点の方も、山本委員、原田委員からもアドバイスいただいたような形で工夫したいと思います。

○原田委員

茅ヶ崎らしさという今のお話で、例えば茅ヶ崎の地域事情を踏まえてだとか、茅ヶ崎の関係者ときちんと連携がとれるという表現にしておけば全く知らない人は入りにくいと思います。

○中村委員長

他はいかがでしょうか。

修正できる部分は修正して、あと事務局を通して私に言っていただいて委員長一任にさせていただければ、この募集要項はこの委員会としては承認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○中村委員長

ありがとうございます。募集要項については、承認させていただきました。

今回もかなり意見が出ましたが、我々としては、やはり良い事業者にきていただきたい。特に、今は市民活動が行政の中でも大事になってきている。そういう意味でも、ここに力を入れていきたいと考える。

市民自治推進課が抱えている施設の一部になると思うので、市民活動全体とこの施設の連携をどうするのか。難しい課題もあるかと思いますが、これを考える良い機会としたいと思いますので、ぜひ、良い事業者を選定したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは事務局から何かありますか。

○佐々田主査

事務局より今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本日ご審議いただきました茅ヶ崎市民活動サポートセンターについては、募集要項に記載のとおり、令和7年7月22日(火)より、指定管理者の公募を開始いたします。その際には、今回いただきましたご意見等を踏まえて、募集要項等を修正し、改めて内容の確認を委員長へ依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の茅ヶ崎市民活動サポートセンターの指定管理者選定に係る委員会につきましては、応募者が4者以上であった場合は書類審査を10月2日(木)、書類審査による評価点の高かった上位3者に対する面接審査を10月9日(木)に実施させていただきます。

応募者が3者以下であった場合には、10月9日(木)開催の面接審査のみ実施させていただくこ

となります。書類審査の開催の有無につきましては、応募書類提出締め切りの9月10日(水)以降にご連絡をさせていただきますので、ご承知おきください。

次回の詳細につきましては、後日開催通知にて御案内させていただきます。

事務局からは以上となります。

○中村委員長

他に委員の皆様から何かありますか。特になければ、事務局何かありますか。

○佐々田主査

本日は、長時間にわたり、ご審査いただきありがとうございました。

連絡事項になりますが、次回の委員会につきましては、7月10日(木)から児童クラブの面接審査を予定しております。当日は、先にお送りいたしました応募書類を使用いたしますので、御持参いただきますようお願いいたします。資料確認の合間が短く、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○中村委員長

それでは、これもちまして、令和7年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。